

清須市行財政改革推進プラン
(清須市第4次行政改革大綱)
中間見直し版

令和5年3月
清須市

中間見直しにあたって

「清須市行財政改革推進プラン（清須市第4次行政改革大綱）」は、2020（令和2）年度から2024（令和6）年度までの5年間で実施する行財政改革の方向性等を定めております。2022（令和4）年度には、着実な行政改革の推進を図るため、中間見直しを行いました。

中間見直しにおいては、改革の方向性や具体的な取組項目等と現在の市を取り巻く環境にかい離が生じていないかを確認し、2023（令和5）年度及び2024（令和6）年度の改革の方向性等について定めるため、当初策定時（2020（令和2）年）からの人口の推移や社会情勢を整理しました。人口の推移は、見通しと同様の傾向であり、デジタル技術やAI等の活用による住民の利便性等の向上や将来にわたって持続可能で充実した市民サービスを提供していくための体制の構築の必要性が依然と高い状況であることから、2023（令和5）年度及び2024（令和6）年度も改革の方向性及び重点改革項目については継続していきます。

また、2020（令和2）年度から2022（令和4）年度までの3年間に実施した取組の進捗状況を整理した結果、すべての取組において、おおむね円滑に進み、一定の成果を得られていること、また、上記と同様にデジタル技術やAI等の活用等を引き続き取り組む必要があることから、2023（令和5）年度及び2024（令和6）年度も現状の24の具体的な取組項目を継続していきます。なお、国が2020（令和2）年12月に「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画（以下「自治体DX推進計画」という。）」を策定しており、その対応を進めるため「情報システムの標準化」を新たな具体的な取組項目として追加しました。

さらに、具体的な取組項目においては、2023（令和5）年度及び2024（令和6）年度で実施する取組内容等の整理を行い、今後2年間の取組内容がより効果的となるよう2020（令和2）年度から2022（令和4）年度までの3年間の取組状況を整理し、それを踏まえ、各取組における現状と課題を捉え直しました。

表 当初策定時（2020（令和2）年）からの見直し箇所

章番号・章名	内 容
Ⅱ 現状と課題	<ul style="list-style-type: none">・2020（令和2）年度から2022（令和4）年度までの取組状況を整理しました。・市を取り巻く環境の変化について、当初策定時から現在までの人口の推移及び社会情勢を整理しました。・行財政改革推進プラン（第3次行政改革大綱）に関する記載を削除しました。
V 具体的な取組項目	<ul style="list-style-type: none">・2023（令和5）年度以降の行政改革の進行について、追記しました。・各取組において、2023（令和5）年度及び2024（令和6）年度の取組内容や取組の工程を整理しました。・「情報システムの標準化」に関する記載を追加しました。

I 序論

1 プランの位置付け

本市では、2016（平成28）年12月に、2017（平成29）年度から8年間の行政運営の基本的な指針となる「清須市第2次総合計画」（以下「第2次総合計画」という。）を策定しました。

第2次総合計画では、長期的な視点に立って市の将来に向けての発展すべき方向と目標を定めるとともに、その目標の実現に向けて、政策・施策・事務事業を最適に展開するための行政運営マネジメントの実行を図ることとしています。

この「清須市行財政改革推進プラン（清須市第4次行政改革大綱）」（以下「プラン」という。）は、行政運営マネジメントの基軸と位置付ける第2次総合計画に基づいた行政運営を推進し、第2次総合計画で掲げる将来像や7つの政策の実現を図るため、その下支えとなる行財政基盤の構築に向けた市の行財政改革の方向性を定めるとともに、必要となる具体的な取組項目を定めるものです。

第2次総合計画の概要

基本理念

- 安心** 災害や犯罪から生命・財産を守り、暮らしの「安心」を確保します
- 快適** 自然と共生しながら都市機能を更に高め、暮らしの「快適」を確保します
- 魅力** 市民の誇りと愛着をはぐくみながら、市の「魅力」を一層高めます
- 連携** 世代や地域、官民の枠を超えて、「つながり」を大切にします

将来像

水と歴史に織りなされた 安心・快適で元気な都市

7つの政策

- 政策1** 安全で安心して暮らせるまちをつくる
- 政策2** 子育てのしやすいまちをつくる
- 政策3** 誰もが健やかにいきいきと暮らせるまちをつくる
- 政策4** 便利で快適に暮らせるまちをつくる
- 政策5** 魅力に満ちた活力のあるまちをつくる
- 政策6** 豊かなところとからだをはぐくむまちをつくる
- 政策7** つながりを大切にするまちをつくる

2 プランの期間

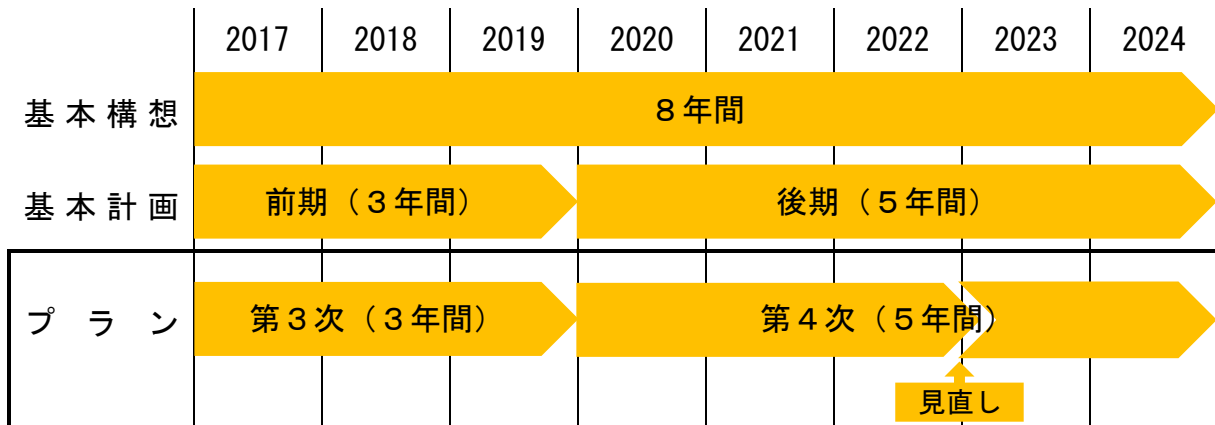
プランの期間は、第2次総合計画との整合を図り、次のとおりとします。

2020（令和2）年度から2024（令和6）年度までの5年間

第2次総合計画（基本構想）で掲げる将来像や7つの政策の実現に向けては、そのための手段である第2次総合計画（基本計画）の37の施策を着実に推進することが必要であり、その推進のために不可欠となる行財政改革の方向性等を定めるのがこのプランであるため、プランの期間については、第2次総合計画（基本計画）の後期計画期間とあわせることとします。

なお、2022（令和4）年度には、取組の進捗や市の状況、社会経済情勢などを踏まえて、中間見直しを行いました。

【第2次総合計画とプランの計画期間】



II 現状と課題

1 これまでの行政改革の取組状況

(1) 行政改革大綱等の策定

本市ではこれまで、総合計画を着実に実行するために必要となる、行政改革に取り組むための総合的な指針として、総合計画の基本計画と計画期間の整合を図りつつ、「清須市行政改革大綱（第1次～第3次）」を策定し、行政改革を推進してきました。

また、第1次及び第2次行政改革大綱では、基本目標や重点項目を定めた大綱と、大綱に即した具体的な取組項目や年度ごとの工程を定めた「集中改革プラン（第1期・第2期）」を策定し、第3次行政改革大綱では、行政改革の実行性をより高めるため、名称を「行財政改革推進プラン」として、行財政改革の方向性ととも、具体的な取組項目やその取組工程もプランに位置付けて、取組の着実な進捗を図ってきました。

[これまでの行政改革大綱等の計画期間]

	年 度												
	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019
行政改革大綱	第 1 次					第 2 次					行財政改革推進プラン (第3次)		
集中改革プラン	第 1 期		(延長)			第 2 期		(延長)					
総合計画	第1次(前期基本計画)					第1次(後期基本計画)					第2次(前期基本計画)		

(2) 2020（令和2）年度から2022（令和4）年度までのプランの取組状況

プランでは、第2次総合計画の基本構想で掲げる「行政運営の方針」を踏まえて、3つの「改革の方向性」とそれに即した8つの「重点改革項目」を定め、24の「具体的な取組項目」を体系的に整理し、2020（令和2）年度から2022（令和4）年度にかけて取組を進めてきました。

[2020（令和2）年度から2022（令和4）年度までの財政効果額]

第2次総合計画 行政運営の方針	第4次行政改革大綱 改革の方向性	第4次行政改革大綱 重点改革項目	財政効果額※1 (2020年度～2022年度)
1 総合計画に基づく行政運営の推進	① 時代の変化への対応と市民サービスの充実	1 市民サービスのスマート化	1,148 千円
		2 民間活力の有効活用	18,558 千円
		3 人材の活用と育成	—
2 持続可能な財政運営の推進	② 持続可能な財政基盤の確立	4 事務事業の再構築	3,672 千円
		5 健全な財政運営	74,210 千円
3 市民協働の推進		6 市有財産等の最適な管理・運用	—
		7 市民協働の推進	—
	③ 多様な主体との連携・協働の推進	8 官民連携の推進	—
財政効果額 合計（2020年度～2022年度）			97,588 千円

※1 具体的な取組項目（24項目）を対象として、効率化等による歳出削減額、新たな財源確保等による歳入増加額を財政効果額として整理し、当該年度の取組効果が次年度の予算に反映されることから、毎年度、予算編成とあわせて算定を行い、進捗管理に活用。

① 時代の変化への対応と市民サービスの充実

重点改革項目	主な取組実績
1 市民サービスのスマート化	<ul style="list-style-type: none"> ・ AI総合案内サービス（※2）の導入（2020（令和2）年11月） ・ 保育所入所AI選考システム（※3）の導入（2020（令和2）年度） ・ 清須市LINE公式アカウントの開設（2020（令和2）年4月）
2 民間活力の有効活用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 清須市立一場保育園を民間事業者が運営する認定こども園として開園（2020（令和2）年4月） ・ 民間事業者が運営する認定こども園の誘致、開園（2021（令和3）年4月） ・ 市民課窓口業務における民間委託の導入（2020（令和2）年10月）
3 人材の活用と育成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 多様化する行政課題への迅速な対応等を目的とした組織機構改革の実施（2020（令和2）年10月） ・ 職員の育成・能力開発に重点をおいた研修の実施（毎年度）

※2 文字入力による質問にAIが対話形式で文字により自動回答を行うツール。

※3 申請者の優先順位や希望などの様々な条件が複雑かつ多岐にわたる保育所の入所選考について、AIが自動的に判断し、入所者を決定するツール。

② 持続可能な財政基盤の確立

重点改革項目	主な取組実績
4 事務事業の再構築	<ul style="list-style-type: none"> ・ RPA（※4）・AI-OCR（※5）の導入、活用開始（2020（令和2）年度） ・ 行政評価を活用した事務事業の見直し・改善の実施（毎年度）
5 健全な財政運営	<ul style="list-style-type: none"> ・ 財政中期試算の結果を踏まえた財政運営の実施（毎年度） ・ 国民健康保険事業における愛知県が提示する標準保険税率等を踏まえた保険税率の見直し（毎年度） ・ 経営戦略を踏まえた下水道事業の運営（毎年度）
6 市有財産等の最適な管理・運用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共施設等の予防保全型管理の実施（毎年度） ・ 市有財産等の新たな活用策の検討（毎年度）

※4 パソコン上で行う定型業務を自動処理する仕組み。

※5 手書き書類等の文字を認識してデータ化する光学文字認識機能（OCR）にAI技術を取り入れることで、読み取り精度を大きく向上させたツール。

③ 多様な主体との連携・協働の推進

重点改革項目	主な取組実績
7 市民協働の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民協働テラスの開催による市民協働の推進（毎年度） ・ 企画運営ミーティングの開催開始（2021（令和3）年度）
8 官民連携の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市内企業・学校等との連携に係る情報共有（毎年度） ・ オープンデータ（※6）化の推進（毎年度）

※6 国、地方公共団体及び事業者が保有する官民データのうち、国民誰もがインターネット等を通じて容易に利用（加工、編集、再配布等）できるよう、以下のいずれにも該当する形で公開されたデータ。①営利目的、非営利目的を問わず二次利用可能なルールが適用されたもの②機械判読に適したもの③無償で利用できるもの。

[2020（令和2）年度から2022（令和4）年度までの各具体的な取組項目における進捗状況]

取組番号	取組名	主な取組内容	進捗状況 ※7
1	A I を活用した総合案内サービスの導入	・ A I 総合案内サービスの導入、利用促進のための周知	○
2	A I を活用した保育所入所選考事務の最適化	・ 保育所入所 A I 選考システムの導入、活用	○
3	マイナンバーカードの取得促進	・ マイナンバーカードを利用したサービスの周知、取得機会の拡大	○
4	清須市 L I N E 公式アカウントの開設	・ 清須市 L I N E 公式アカウントの開設、行政情報の発信	○
5	指定管理者制度の拡充	・ 社会教育施設等への指定管理者制度導入の検討	○
6	公共サービスへの民間事業者の参入促進	・ 公共サービスへの民間事業者の参入の可能性の検討	◎
7	窓口業務への民間委託の導入	・ 窓口業務の民間委託の導入 ・ その他窓口業務の民間委託の検討	○
8	定員の適正化と政策課題に対応した組織の見直し	・ 適正な定員管理 ・ 政策課題に応じた組織見直し	○
9	職員研修の充実と人事評価制度の適正運用	・ 職員の育成、能力開発に重点をおいた研修の実施	○
10	ワークライフバランスと女性職員の活躍の推進	・ 特定事業主行動計画の目標実現に向けた取組の推進	○
11	業務改善提案制度の見直し	・ 業務改善提案制度の見直し	○
12	R P A ・ A I - O C R を活用した業務の効率化	・ R P A ・ A I - O C R の導入 ・ 導入範囲拡大の検討	○
13	行政評価を活用した事務事業の見直し・改善	・ 事務事業評価等の実施 ・ 外部評価の実施	○
14	情報システムのクラウド化	・ 情報システムのクラウド化の検討	△
15	財政中期試算を踏まえた財政運営	・ 財政中期試算を踏まえた予算配分の重点化・効率化の実施	○
16	公共施設使用料の適正化	・ 維持管理に要する経費の適切な把握	○
17	国民健康保険事業の健全な運営	・ 愛知県から提示される納付金等を踏まえた保険税率の見直し	○
18	経営戦略を踏まえた下水道事業の運営	・ 経営戦略を踏まえた下水道事業の運営	○
19	公共施設マネジメントの推進	・ 施設総量等の最適化の推進 ・ 予防保全型管理の実施	○
20	市有財産等を活用した自主財源の確保	・ 市有財産等の新たな活用策の検討	○
21	市民団体等との交流	・ 市民協働テラスを通じた市民団体との交流の場づくりの推進	○
22	市民協働による事業の促進	・ 市民協働テラスの情報を生かした市民協働による事業の促進	○
23	市内企業・大学等との連携推進	・ 市内企業・大学等との連携に係る情報の全庁的な共有	○
24	オープンデータ化の推進	・ データの準備、公開	○

※7 進捗状況は「◎」、「○」、「△」の3段階評価とする。評価基準については、以下のとおり。
◎：計画を上回る運用や実施ができています。検討段階から具体的な事業等の実施へと移行ができています。

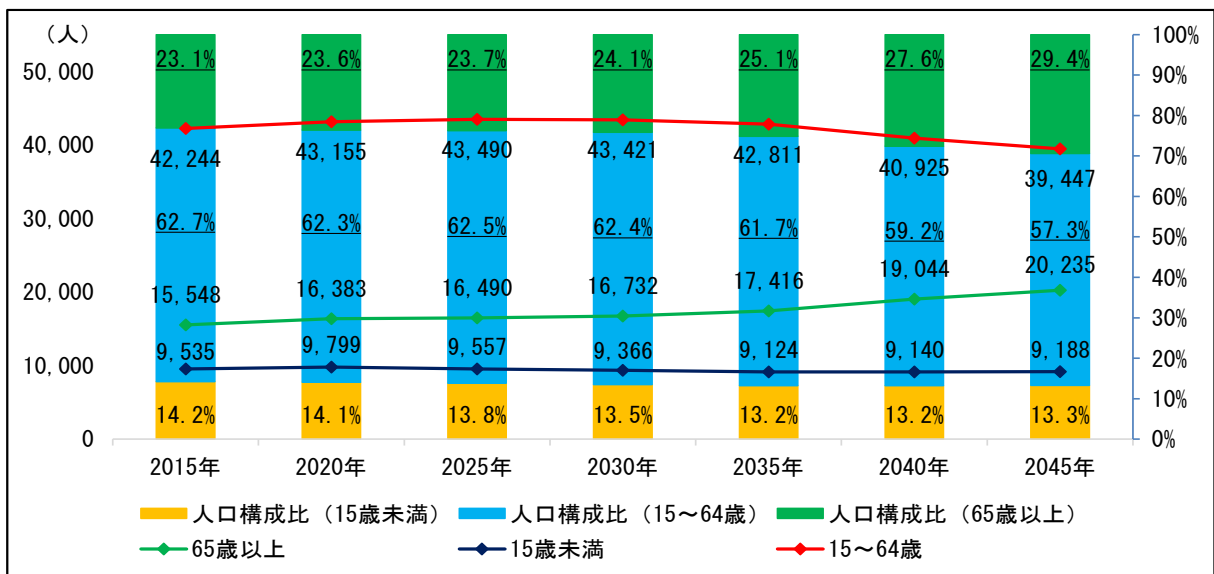
○：計画通り円滑に運用や実施ができています。

△：計画通りに運用や実施ができていない。

2 市を取り巻く環境の変化

本市ではこれまで、行政改革大綱等に基づいて、限られた経営資源を最大限に活用し、社会経済情勢の変化に対応した市民サービスの提供に努めてきましたが、今後の市を取り巻く環境の変化を見据えると、市の人口は2025（令和7）年をピークに減少局面を迎えるとともに、2015（平成27）年に23.1%であった高齢化率は、全国的に高齢者人口がピークを迎える2040（令和22）年には27.6%、その後2045（令和27）年には29.4%まで上昇することが見込まれることから、市民サービスについても、その変化に対応していくことが必要です。なお、2020（令和2）年から2022（令和4）年にかけての年齢3区分別の人口の推移は、見通しと同様の傾向となっています。

[清須市の年齢3区分別人口の見通し]



[2020（令和2）年から2025（令和7）年にかけての人口ビジョンの見通しと実際の人口の推移]

		2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	傾向(人口構成比)
15歳未満	人口ビジョン	9,799人 14.13%	⇒	⇒	⇒	⇒	9,556人 13.74%	減少傾向 (-0.08%/年)
	実績	10,156人 14.68%	10,074人 14.55%	9,987人 14.45%				減少傾向 (-0.11%/年)
15~64歳	人口ビジョン	43,155人 62.24%	⇒	⇒	⇒	⇒	43,490人 62.54%	増加傾向 (+0.06%/年)
	実績	42,891人 61.97%	42,963人 62.05%	42,953人 62.13%				増加傾向 (+0.08%/年)
65歳以上	人口ビジョン	16,383人 23.63%	⇒	⇒	⇒	⇒	16,490人 23.72%	増加傾向 (+0.02%/年)
	実績	16,162人 23.35%	16,202人 23.40%	16,193人 23.42%				増加傾向 (+0.02%/年)

また、I o T、ロボット、A I、ビッグデータといった社会のあり方に影響を及ぼす新たな技術が進展する中で、国においては Society5.0 (※8) という新たな社会の姿の実現を目指すとしています。さらに、国は、住民に身近な行政を担う自治体のデジタル・トランスフォーメーション (D X) を推進する意義は大きいとして、2020 (令和 2) 年 12 月に「自治体デジタル・トランスフォーメーション (D X) 推進計画 (以下「自治体 D X 推進計画」という。)」を策定しています。自治体 D X 推進計画においては、自治体に対し、デジタル技術や A I 等の活用により住民の利便性を向上させるとともに、業務効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上に繋げていくことを求めています。

本市においても、A I 等の技術を最大限に活用して、市民サービスの充実を図るとともに、行政運営の効率化を両立させていくことが必要です。

加えて、S D G s (※9) の推進や、働き方改革の推進など、市を取り巻く大きな環境の変化にも留意しながら、将来にわたって持続可能で充実した市民サービスを提供していくための体制を構築することが必要です。

※8 サイバー空間 (仮想空間) とフィジカル空間 (現実空間) を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会。

※9 2015 (平成 27) 年 9 月の国連サミットで採択された持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals)。世界共通の目標で、健康や教育、経済成長、気候変動に関するものなど多岐にわたる 17 の目標と、169 のターゲットが設定されている。

Ⅲ 改革の方向性

これまでの本市における行政改革の取組を踏まえるとともに、本市の行財政運営を取り巻く環境の変化に鑑み、第2次総合計画（基本構想）で定める「行政運営の方針」との整合性を確保しつつ、今後の本市の行財政改革の方向性を次のとおり定めます。

方向性 ① 時代の変化への対応と市民サービスの充実

AIなどの新たな技術を活用した市民サービスのスマート化、民間活力の有効活用、人材の活用・育成といった観点から、時代の変化に適切に対応するとともに、効率化を図りつつ、市民サービスの充実を目指します。

方向性 ② 持続可能な財政基盤の確立

第2次総合計画を核とする行政運営マネジメントにより、限られた経営資源を、真に必要な分野に重点配分し、効果的・効率的に活用するとともに、新たな財源確保などにより、持続可能な財政基盤の確立を目指します。

方向性 ③ 多様な主体との連携・協働の推進

「自助・共助・公助」の考え方のもとに、市が真に果たすべき役割を常に問い直しつつ、市民・団体・企業等、多様な主体との連携・協働を促進し、地域一丸となった公共サービスの提供体制の構築を目指します。

第2次総合計画（基本構想）の「行政運営の方針」

1 総合計画に基づく行政運営の推進

行政運営マネジメントの基軸と位置付ける総合計画に基づいて、行政運営を進めることを原則とします。

2 持続可能な財政運営の推進

市町村合併に対する財政措置（普通交付税の合併算定替、合併特例債の発行など）の終焉等を見据えて、政策と施策の体系的な整理に基づき、事務事業の効果を検証しながら継続的に見直しを行い、真に必要な分野に経営資源を重点的に配分するとともに、新たな財源確保や、長期的な視点に立った公共施設等の維持管理・更新に係る財政負担の軽減・平準化に取り組むなど、持続可能な財政運営を進めます。

3 市民協働の推進

多様化・高度化する市民ニーズへの対応と、新市の一体感の醸成を図るため、これまでも様々な行政分野において、様々な形で市民との協働によるまちづくりを進めてきました。これまでの取組の継続に加えて、情報発信力の強化や交流の拠点づくりなどに新たに取り組む、市民協働の更なる推進を図ります。

IV 重点改革項目

「Ⅲ 改革の方向性」に即して、今後5年間で重点的に取り組むべき行財政改革の項目（重点改革項目）を次のとおり定めます。「重点改革項目」のもとに、「具体的な取組項目（具体的な行財政改革の取組）（※10）」を体系的に整理します。

※10 「具体的な取組項目」のうち、「新規」は、新たな取組項目であることを示しています。

方向性 ① 時代の変化への対応と市民サービスの充実

■重点改革項目1 市民サービスのスマート化

A Iなどの新たな技術を積極的に活用して、市民サービスの効果的・効率的な提供につなげていくため、市民サービスのスマート化に取り組みます。

[具体的な取組項目]

- (1) A Iを活用した総合案内サービスの導入
- (2) A Iを活用した保育所入所選考事務の最適化
- (3) マイナンバーカードの取得促進
- (4) 清須市L I N E公式アカウントの開設

■重点改革項目2 民間活力の有効活用

民間活力が十分に活用されていない行政分野において、市民サービスの充実と効率的な提供を進めるため、その活用可能性と効果を多角的に検証しながら、民間活力の有効活用に取り組みます。

[具体的な取組項目]

- (5) 指定管理者制度の拡充
- (6) 公共サービスへの民間事業者の参入促進
- (7) 窓口業務への民間委託の導入

■重点改革項目3 人材の活用と育成

市が有する人材を経営資源として積極的に活用するため、定員の適正化を図る中で、職員の持てる能力を最大限に発揮できる環境整備を進めながら、人材の有効活用と育成に取り組みます。

[具体的な取組項目]

- (8) 定員の適正化と政策課題に対応した組織の見直し
- (9) 職員研修の充実と人事評価制度の適正運用
- (10) ワークライフバランスと女性職員の活躍の推進
- (11) 業務改善提案制度の見直し

方向性② 持続可能な財政基盤の確立

■重点改革項目4 事務事業の再構築

限られた資源の中、真に必要な分野への経営資源の重点的な配分を進めるため、第2次総合計画における政策と施策の体系的な整理に基づき、各事務事業の目的と効果を不断に検証しながら、事務事業の再構築に取り組みます。

[具体的な取組項目]

- (12) RPA・AI-OCRを活用した業務の効率化
- (13) 行政評価を活用した事務事業の見直し・改善
- (14) 情報システムの標準化 新規
- (15) 情報システムのクラウド化

■重点改革項目5 健全な財政運営

財政運営の持続可能性を確立するため、特別会計等を含む本市の今後の財政状況を的確に見通しつつ、受益と負担の適正化などを図りながら、健全な財政運営に取り組みます。

[具体的な取組項目]

- (16) 財政中期試算を踏まえた財政運営
- (17) 公共施設使用料の適正化
- (18) 国民健康保険事業の健全な運営
- (19) 経営戦略を踏まえた下水道事業の運営

■重点改革項目6 市有財産等の最適な管理・運用

市が保有するあらゆる資産を賢く使い、一層の有効活用を推進するため、公共施設等総合管理計画を着実に実施するとともに、固定資産台帳の積極的な活用を図りながら、市有財産等の最適な管理・運用に取り組みます。

[具体的な取組項目]

- (20) 公共施設マネジメントの推進
- (21) 市有財産等を活用した自主財源の確保

方向性③ 多様な主体との連携・協働の推進

■重点改革項目7 市民協働の推進

多様化・高度化する市民ニーズに適切に対応するため、市民団体の活動の活性化を促進し、多様な分野において市民協働型の事業展開を図りながら、市民協働の推進に取り組みます。

[具体的な取組項目]

- (22) 市民団体等との交流
- (23) 市民協働による事業の促進

■重点改革項目8 官民連携の推進

民間企業等が有する様々なノウハウや資源を行政運営に積極的に生かしていくため、多様な分野において市内企業との連携を一層密にしながら、官民連携の推進に取り組みます。

[具体的な取組項目]

- (24) 市内企業・大学等との連携推進
- (25) オープンデータ化の推進

V 具体的な取組項目

「具体的な取組項目」ごとに、当該取組に係る現状と課題を踏まえて、具体的な取組内容を定めます。プランの計画期間である2020（令和2）年度から2024（令和6）年度までの5年間のうち、中間見直し後の2年間の工程を整理し、計画期間中の着実な改革の推進を図ります。

なお、2020（令和2）年度から2022（令和4）年度までの3年間に実施した取組については、おおむね円滑に進み、一定の成果を得られていること、また、デジタル技術やAI等の活用や持続可能で充実した市民サービスを提供していくための体制の構築について、引き続き取り組む必要があることから、中間見直し後の2年間においても、取組を継続していくこととします。

ただし、国が策定した自治体DX推進計画に即して、「情報システムの標準化」を新たな具体的な取組項目として追加し、取組を進めていくこととします。

具体的な取組項目の一覧

[ページ]

(1)	AIを活用した総合案内サービスの導入【人事秘書課】	13
(2)	AIを活用した保育所入所選考事務の最適化【子育て支援課】	14
(3)	マイナンバーカードの取得促進【全庁（市民課）】	15
(4)	清須市LINE公式アカウントの開設【人事秘書課】	16
(5)	指定管理者制度の拡充【公の施設の所管課（企画政策課）】	17
(6)	公共サービスへの民間事業者の参入促進【全庁（企画政策課）】	18
(7)	窓口業務への民間委託の導入【市民課（窓口業務の所管課）】	19
(8)	定員の適正化と政策課題に対応した組織の見直し【人事秘書課】	20
(9)	職員研修の充実と人事評価制度の適正運用【人事秘書課】	21
(10)	ワークライフバランスと女性職員の活躍の推進【人事秘書課】	22
(11)	業務改善提案制度の見直し【企画政策課】	23
(12)	RPA・AI-OCRを活用した業務の効率化【全庁（企画政策課）】	24
(13)	行政評価を活用した事務事業の見直し・改善【全庁（企画政策課）】	25
(14)	情報システムの標準化【全庁（企画政策課）】	26
(15)	情報システムのクラウド化【企画政策課】	27
(16)	財政中期試算を踏まえた財政運営【財政課】	28
(17)	公共施設使用料の適正化【全庁（財産管理課）】	29
(18)	国民健康保険事業の健全な運営【保険年金課】	30
(19)	経営戦略を踏まえた下水道事業の運営【上下水道課】	31
(20)	公共施設マネジメントの推進【全庁（財産管理課）】	32
(21)	市有財産等を活用した自主財源の確保【全庁（企画政策課）】	33
(22)	市民団体等との交流【全庁（企画政策課）】	34
(23)	市民協働による事業の促進【全庁（企画政策課）】	35
(24)	市内企業・大学等との連携推進【全庁（企画政策課）】	36
(25)	オープンデータ化の推進【全庁（企画政策課）】	37

改革の方向性①	時代の変化への対応と市民サービスの充実
重点改革項目 1	市民サービスのスマート化

取組 1 AI を活用した総合案内サービスの導入	担当課：人事秘書課
--------------------------	-----------

1 現状と課題

- 市民がいつでも行政手続きや市の事業に関する問い合わせができる環境を整備するとともに、職員の対応業務の省力化を図るため、AI 総合案内サービスを愛知県において共同利用が開始された令和 2 年 11 月に本市でも導入しました。
- AI 総合案内サービスを導入した結果、市役所の時間外を含めた、24 時間・365 日、市民からの問い合わせに対応することができています。
- しかし、AI 総合案内サービスへのアクセス数は、導入当初と比較して 3 割程度減少しているため、積極的な周知や、応答精度の向上が課題となっています。

2 取組内容【目標】

- 市ホームページのリニューアルに併せて、AI 総合案内サービスへのアクセスが容易にできるよう、固定バナーからページスクロールに追従する「フローティングバナー」に切り替え、ホームページ閲覧者への積極的な周知を図ります。
- AI 総合案内サービスの応答精度の向上を図るため、他団体で登録している質問・回答を調査研究し、市にとって必要な情報を追加登録することで、サービスの充実・改善を図ります。

3 取組の工程

年度	2022（令和 4）年度まで	2023（令和 5）年度	2024（令和 6）年度
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■AI 総合案内サービスの導入（2020（令和 2）年度） ■市ホームページ上の周知を強化（2022（令和 4）年度） 	(適切な運用)	→
		(継続実施)	→
		■他団体の調査研究	→

改革の方向性①	時代の変化への対応と市民サービスの充実
重点改革項目 1	市民サービスのスマート化

取組 2 AI を活用した保育所入所選考事務の最適化	担当課：子育て支援課
----------------------------	------------

1 現状と課題

- 本市における保育所の入所選考にあたっては、申請者の優先順位や希望などの様々な条件を踏まえて調整を行っており、条件が複雑かつ多岐にわたり、人的作業では時間を要していたため、選考期間の短縮及び事務の省力化を目的に、保育所入所AI選考システム（以下「選考システム」という。）を令和2年度に導入しました。導入の結果、選考事務の省力化を進めながら、市民のニーズに適切に対応した保育所入所選考が実現しています。
- 選考システムにより選考期間の短縮及び事務の省力化が図られていますが、選考システムへ取り込む入所申込者の情報を整理したデータの作成については、手入力であり、AI-OCRを活用することによる更なる選考期間の短縮及び事務の省力化が見込まれます。
- しかし、AI-OCRを活用するには、入所申込書等のレイアウトをAI-OCRの読取に適したものと変更するとともに、複数の書類により収集している入所選考に必要な多くの情報をAI-OCRを活用して正確に整理するための事務手法を確立する必要があります。

2 取組内容【目標】

- 選考システムを適切に運用し、保育所入所選考期間の短縮及び事務の省力化を図ります。
- 選考システムに取り込むデータの作成時にAI-OCRを活用し、更なる選考期間の短縮及び事務の省力化を図るため、入所申込書等のレイアウトを変更するとともに、入所選考に必要な多くの情報を正確に整理する事務手法を確立します。

3 取組の工程

年度	2022（令和4）年度まで	2023（令和5）年度	2024（令和6）年度
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■選考システムの導入（2020（令和2）年度） ■選考システムの適切な運用（毎年度） 	(継続実施)	
		<ul style="list-style-type: none"> ■AI-OCRの活用に伴う入所申込書等のレイアウトの変更及び正確に情報を整理する事務手法の確立 	

改革の方向性①	時代の変化への対応と市民サービスの充実
重点改革項目 1	市民サービスのスマート化

取組 3 マイナンバーカードの取得促進	担当課：全庁（市民課）
---------------------	-------------

1 現状と課題

- マイナンバーカードの普及を強力に推進することを目指し、交付に取り組んでおり、2023（令和5）年1月末時点の清須市におけるマイナンバーカードの交付率は60.0%、申請率は75.2%となっています。
- 2021（令和3）年10月からマイナンバーカードの健康保険証利用の本格運用が開始されており、今後は運転免許証との一体化やマイナンバーカードの電子証明書をスマートフォンに搭載する等、マイナンバーカードの利用場面が拡大されていくため、取得者数の増加が見込まれます。
- マイナンバーカードの取得促進のため、休日の交付窓口開設や、公共施設や市内大型スーパーでの出張窓口の開設など、取得機会の拡大を図る必要があります。
- また、市民サービスのスマート化を推進するためにも、マイナンバーカード一枚で、様々な行政サービスが受けられる仕組みを作り、利便性を実感してもらう必要があります。

2 取組内容【目標】

- マイナンバーカードを利用したサービスやその利便性などについて、周知を図ります。
- 休日に交付窓口を設けるなど、マイナンバーカードの取得機会の拡大を図ります。
- マイナンバーカードを利用したワンストップサービスなど、マイナンバーカードの新たな活用策を検討します。

3 取組の工程

年度	2022（令和4）年度まで	2023（令和5）年度	2024（令和6）年度
取組内容	■ マイナンバーカードを利用したサービス等の周知（毎年度）	（継続実施）	→
	■ マイナンバーカードの取得機会の拡大（毎年度）	（継続実施）	→
	■ マイナンバーカードの新たな活用策の検討（毎年度）	（継続実施）	→

改革の方向性①	時代の変化への対応と市民サービスの充実
重点改革項目 1	市民サービスのスマート化

取組 4 清須市LINE公式アカウントの開設	担当課：人事秘書課
------------------------	-----------

1 現状と課題

- 令和2年4月から、清須市LINE公式アカウント（以下「市公式LINE」という。）を開設し、広報紙、ホームページ及びツイッターと併せて、市の様々な情報を積極的に発信しています。
- また、令和4年10月に、市ホームページのリニューアルを実施し、スマートフォンに対応した仕様に変更するとともに、情報発信の強化を図るため、市公式インスタグラムの開設やユーチューブを用いた動画による情報発信を開始しました。
- 市公式LINEの情報発信以外の運用としましては、ユーザーが道路及び公園の不具合を発見した場合に、写真や位置情報をチャット機能で情報提供してもらう「スマレポきよす」があります。
- 現在、市公式LINEへの登録者数は、6,879人（令和5年1月31日時点）であり、人口の1割程度となっており、登録者数の増加に向け、配信方法等の検討を行う必要があります。

2 取組内容【目標】

- 他団体では、ユーザーが必要とする情報のみを発信する「セグメント配信」を導入する団体が増えてきたため、調査研究を行います。
- 市公式LINEの登録者数の増加を図るため、広報紙及び公共施設へのポスター掲示に加え、他団体の周知方法の調査研究に努めます。

3 取組の工程

年度	2022（令和4）年度まで	2023（令和5）年度	2024（令和6）年度
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■市LINE公式アカウントを開設（2020（令和2）年） ■市公式インスタグラムを開設・ユーチューブを用いた情報発信を開始（2022（令和4）年） 	(適切な運用)	→
		(適切な運用)	→
	■他団体の調査研究	→	

改革の方向性①	時代の変化への対応と市民サービスの充実
重点改革項目 2	民間活力の有効活用

取組 5 指定管理者制度の拡充	担当課: 公の施設の所管課 (企画政策課)
-----------------	--------------------------

1 現状と課題

- 本市では、清洲総合福祉センター、清洲勤労福祉会館（アルコ清洲）、新川地域文化広場（カルチバ新川）、夢広場はるひ（市立図書館・はるひ美術館・はるひ夢の森公園）で指定管理者制度を導入しています。
- 公の施設について、既に指定管理者制度を導入している施設を含め、その管理のあり方について検証を行い、民間のノウハウを有効に活用して公の施設の管理を行うことにより、より効果的・効率的な運営の実現や、サービスの充実などが見込まれる施設については、積極的に指定管理者制度の導入を検討する必要があります。
- その際には、複数施設の一括指定など、スケールメリットを生かすことで指定管理者の裁量を増大させる取組や、公募前対話の導入等による民間事業者の参入機会を増やす取組といった、指定管理者が参入しやすい環境整備も含めて検証するとともに、窓口業務や貸室業務、施設・設備管理等の業務について部分的に指定管理者制度を導入するなど、幅広い視点から検討を進めることが必要です。

2 取組内容【目標】

- 社会教育施設や観光施設等への指定管理者制度の導入を積極的に検討し、順次、導入施設の拡大を図ります。

3 取組の工程

年度	2022（令和4）年度まで	2023（令和5）年度	2024（令和6）年度
取組内容	■社会教育施設や観光施設等への指定管理者制度導入の検討（毎年度）	（継続実施）	→

改革の方向性①	時代の変化への対応と市民サービスの充実
重点改革項目 2	民間活力の有効活用

取組 6 公共サービスへの民間事業者の参入促進	担当課:全庁(企画政策課)
-------------------------	---------------

1 現状と課題

- 国の「経済財政運営と改革の基本方針 2022」では、民間の資金・ノウハウを公共施設等に活用する PPP/PFI を推進することにより、財政健全化とインフラの確保の両立をはじめ、多様な政策ニーズに的確に対応し、適切かつ効果的な支出による経済・財政一体改革につなげていくことを目指しています。
- 本市では、保育園の民営化を進め、2020（令和 2）年 4 月に一場保育園を認定こども園として開園するとともに、民間事業者が運営する認定こども園の積極的な誘致を行い、2021（令和 3）年 4 月に新たな認定こども園を開園する等、保育分野における民間事業者の参入が進んでいます。
- 民間事業者の参入促進について、市民サービスの向上や行政運営の効率化を図る観点から、参入できる可能性が見込まれる保育分野において検討する必要があります。

2 取組内容【目標】

- 保育分野においては、市で運営している保育園のさらなる民営化を検討します。
- 保育分野をはじめとする民間事業者の参画が見込まれる分野については、公共サービスへの民間事業者の参入の可能性を検討します。

3 取組の工程

年度	2022（令和 4）年度まで	2023（令和 5）年度	2024（令和 6）年度
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■一場保育園を民営化し、認定こども園を開園（2020（令和 2）年度） ■新たな認定こども園を誘致し、開園（2021（令和 3）年度） ■保育分野をはじめとする公共サービスへの民間事業者の参入の可能性の検討（毎年度） 	<ul style="list-style-type: none"> ■保育園の民営化を検討 <p style="text-align: center;">（継続実施）</p>	→
			→

改革の方向性①	時代の変化への対応と市民サービスの充実
重点改革項目 2	民間活力の有効活用

取組 7 窓口業務への民間委託の導入	担当課：市民課 (窓口業務の所管課)
--------------------	-----------------------

1 現状と課題

- 2020（令和2）年10月から市民課窓口において、民間委託の導入を開始しています。民間委託を行っている業務は、国が「市町村の適切な管理のもと、市町村の判断に基づき、民間事業者の取り扱いが可能な窓口業務」と整理した27業務*のうち、8業務を委託しています。

*国が委託可能と整理した窓口業務（下線の業務は、市が委託している業務である。）

住民異動届、住民票の写し等の交付、除票の写し等の交付、戸籍の附票の写しの交付、戸籍の附票の除票の写しの交付、戸籍の届出、戸籍謄抄本等の交付、中長期在留者に係る住居地の届出、特別永住許可等に関する受付・交付、印鑑登録、印鑑登録証明書の交付、住居表示証明書の交付、埋葬・火葬許可、納税証明書の交付、国民健康保険関係の受付・交付、後期高齢者医療制度関係の受付・交付、介護保険関係の受付・交付、国民年金関係の受付、児童手当関係の受付、精神障害者保健福祉手帳の交付、身体障害者手帳の交付、療育手帳の交付、妊娠届の受付・母子健康手帳の交付、飼い犬の登録、狂犬病予防注射済票の交付、自動車臨時運行許可、転入（転居）者への転入学期日及び就学すべき小中学校の通知

- また、上記27業務とは別に、マイナンバーカードの交付事務における一部業務についても、2020（令和2）年12月より民間委託の導入が拡充されています。今後、運転免許証との一体化等、マイナンバーカードの利用場面が拡大されていくことにより、取得者数の増加が見込まれるため、民間委託を導入することにより人的資源の有効活用を図る必要があります。

2 取組内容【目標】

- 現在、民間委託を導入している窓口業務8業務について、適切な運用を行います。
- マイナンバーカードの交付事務における一部業務について、2023（令和5）年度に民間委託を導入します。

3 取組の工程

年度	2022（令和4）年度まで	2023（令和5）年度	2024（令和6）年度
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■市民課窓口業務における民間委託の導入（2020（令和2）年） ■民間委託を導入した8業務の適切な運用（毎年度） ■委託範囲の拡大検討（毎年度） 	(継続実施)	
		<ul style="list-style-type: none"> ■マイナンバーカードの交付事務における一部業務への民間委託の導入 	

改革の方向性①	時代の変化への対応と市民サービスの充実
重点改革項目 3	人材の活用と育成

取組 8 定員の適正化と政策課題に対応した組織の見直し	担当課：人事秘書課
-----------------------------	-----------

1 現状と課題

- 本市では、2019（平成 31）年 3 月に策定した「清須市第 4 次定員適正化計画」に基づき、定期的な採用を行いつつ、数値目標を定めて定員の適正化を進めてきましたが、新型コロナウイルス感染症対策における生活者支援や健康福祉・子育て支援施策などの新たな行政需要による業務量の増加に対応するため、2021（令和 3）年 10 月に目標職員数の改定を行いました。
- また、行政執行体制を強化し、多様化する行政課題に迅速に対応するため、企業誘致課、危機管理課、総務課、財産管理課を新設し、事務分掌の移管を行う等の組織機構改革を 2020（令和 2）年 10 月に実施しました。また、新型コロナウイルスワクチン接種への対応のため、新型コロナウイルスワクチン接種対策室を 2021（令和 3）年 4 月に新設しました。
- 市の業務が多様化・複雑化する中で、市民サービスの充実や行政運営マネジメントの推進を図るため、業務量の適切な把握に努めるとともに、それを踏まえて、業務の種類や性質に応じて再任用職員、会計年度任用職員等を活用しながら、定員の適正化と政策課題に対応した組織の見直しを進める必要があります。

2 取組内容【目標】

- 今後の見通しを含めた各担当課の業務量の適切な把握に努めるとともに、定員適正化計画に基づく適正な定員管理を実施します。
- 政策課題に対応した組織の見直しを随時検討します。

3 取組の工程

年度	2022（令和 4）年度まで	2023（令和 5）年度	2024（令和 6）年度
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■業務量の適切な把握、適正な定員管理（毎年度） ■政策課題に対応した組織の見直しの検討（毎年度） ■行政執行体制の強化等のための課等の新設（2020（令和 2）年度及び 2021（令和 3）年度） 	（継続実施）	→
		（随時）	→

改革の方向性①	時代の変化への対応と市民サービスの充実
重点改革項目 3	人材の活用と育成

取組 9 職員研修の充実と人事評価制度の適正運用	担当課：人事秘書課
--------------------------	-----------

1 現状と課題

- 本市では、職員を重要な経営資源として捉えて、資源のより一層の活用を図るとともに、その有している可能性・能力を最大限に引き出すことを目指して、「清須市人材育成基本方針」を策定し、目指す人材像を設定するとともに、総合的な人材育成型人事管理の推進や人が育つ職場管理、人が伸びる職員研修に取り組んできました。
- 職員の問題解決能力等を高め、その能力を十分に発揮することで組織力を強化する観点から、職員の役職や在職年数に応じた職員研修の充実や人事評価制度の適正な運用などにより、より実効的な人材育成に取り組む必要があります。

2 取組内容【目標】

- 職員の役職や在職年数等に応じて、職員の育成・能力開発に重点を置いた研修を実施します。
- 人事評価制度を適正に運用するとともに、職員が目標を持って仕事や能力開発に取り組むことができるよう客観的な評価方法の見直しを検討します。

3 取組の工程

年度	2022（令和4）年度まで	2023（令和5）年度	2024（令和6）年度
取組内容	■職員の育成・能力開発に重点をおいた研修の実施（毎年度）	（継続実施）	→
	■人事評価制度の適正な運用（毎年度）	（継続実施）	→
	■人事評価制度の見直しの検討（毎年度）	（随時）	→

改革の方向性①	時代の変化への対応と市民サービスの充実
重点改革項目 3	人材の活用と育成

取組 10 ワークライフバランスと女性職員の活躍の推進	担当課：人事秘書課
-----------------------------	-----------

1 現状と課題

- 本市では、職員が仕事と子育ての両立ができる職場環境の整備や女性職員の活躍を推進するため、「次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画」及び「女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画」を策定して、時間外勤務の縮減や休暇取得の促進などの取組を進めてきました。
- 全ての職員がその能力を最大限に発揮し、市民サービスの充実を図る観点から、2020（令和2）年3月に策定した特定事業主行動計画に基づき、仕事と生活の調和（ワークライフバランス）や女性職員の活躍の推進に向けた取組を進める必要があります。

2 取組内容【目標】

- 時間外勤務の縮減や休暇取得の促進など、特定事業主行動計画で定める目標実現に向けた取組を着実に実施します。

3 取組の工程

年度	2022（令和4）年度まで	2023（令和5）年度	2024（令和6）年度
取組内容	■特定事業主行動計画の目標実現に向けた取組の推進（毎年度）	（継続実施）	→

改革の方向性①	時代の変化への対応と市民サービスの充実
重点改革項目 3	人材の有効活用と育成

取組 11 業務改善提案制度の見直し	担当課：企画政策課
--------------------	-----------

1 現状と課題

- 本市では、職員の創造力、研究心及び市政への参加意識の高揚を図るとともに、行政運営の効率化及び市民サービスの向上に資することを目的として、市の事務事業の改善及び政策に係る職員の提案を奨励する業務改善提案制度を設けています。
- しかし、提案に対する実施の可否を対象となる事務を掌握する各部課等の長のみで判断していることや非現実的な提案が多いこと等により、実施に至る提案は全体の3割程度となっていました。
- これらの状況を改善し実効的な制度とするため、行政運営等の解決すべき課題を精査し提案の方向性を定め、提案された意見に対し様々な角度から実施の可否を検討、決定できるよう検討組織を設け、制度の見直しを行いました。
- 制度の目的を達成するため、新たな体制により運用を進めていく必要があります。

2 取組内容【目標】

- 職員の創造力、研究心及び市政への参加意識の高揚を図るとともに、行政運営の効率化及び市民サービスの向上に資するため、新たな体制による業務改善提案制度を運用します。

3 取組の工程

年度	2022（令和4）年度まで	2023（令和5）年度	2024（令和6）年度
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■見直しに向けた課題整理・準備等(毎年度) ■職員で構成する検討委員会による新たな体制での運用の開始（2022（令和4）年度） 	(適切な運用)	→

改革の方向性②	持続可能な財政基盤の確立
重点改革項目 4	事務事業の再構築

取組 12 RPA・AI-OCRを活用した業務の効率化	担当課:全庁(企画政策課)
-----------------------------	---------------

1 現状と課題

- 今後、限られた職員数で、多様化・高度化する市民ニーズに的確に対応していくために、効率的な組織体制を構築する必要性が高まっている中、更なる業務の省力化・効率化を図るため、RPAを導入しました。
- また、愛知県が設置する「あいちAI・ロボティクス連携共同研究会」によって、AI-OCRの共同利用も開始されています。
- 税務課における給与支払報告書に係る事業所宛名登録処理や子育て支援課における台帳作成処理等において、RPA・AI-OCRを活用し、業務時間を削減することができています。
- しかし、RPA・AI-OCRを活用できる職員が限られており、一部の業務においてのみ活用している現状となっているため、RPA・AI-OCRの基本操作や導入事例等を周知し、導入範囲の拡大を図る必要があります。

2 取組内容【目標】

- RPA・AI-OCRの導入により効率化が見込まれる単純入力作業等の業務を抽出し、その業務について、導入を積極的に検討し、順次、導入範囲の拡大を図ります。
- RPA・AI-OCRの基本操作や導入事例等を周知し、導入範囲の拡大を図るため、職員を対象とした、RPA・AI-OCRに係る操作研修会や説明会を実施します。

3 取組の工程

年度	2022(令和4)年度まで	2023(令和5)年度	2024(令和6)年度
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ RPA・AI-OCRの導入(2020(令和2)年度) ■ 説明会・操作研修会の実施(毎年度) ■ 導入範囲拡大の検討(2021(令和3)年度及び2022(令和4)年度) 	(適切な運用)	→
		(継続実施)	→
		<ul style="list-style-type: none"> ■ 単純入力作業等の業務を抽出・効果検証 	(検証・導入範囲拡大)

改革の方向性②	持続可能な財政基盤の確立
重点改革項目 4	事務事業の再構築

取組 13 行政評価を活用した事務事業の見直し・改善	担当課:全庁(企画政策課)
----------------------------	---------------

1 現状と課題

- 行政運営マネジメントの基軸である第2次総合計画の計画体系に即して、「施策評価（基本計画レベル）」と「事務事業評価（実施計画レベル）」を実施することにより、事務事業単位の見直し・改善に係るPDCAサイクルを構築しています。
- また、行政評価を行う上では、施策や事務事業の担当課が行う自己評価に加えて、外部の視点からの評価（外部評価）を実施することにより、評価の妥当性・客観性を確保する必要があります。

2 取組内容【目標】

- 第2次総合計画（実施計画）に登載する事務事業について、有効性等の観点から事務事業評価を行い、その結果を踏まえて、第2次総合計画（基本計画）の37施策について、施策の今後の方向性を整理する施策評価を実施します。
- 評価の妥当性・客観性を確保するため、清須市行政改革推進委員会において意見等の聴取（外部評価）を行います。
- 施策評価や外部評価の結果を踏まえて、施策の目的を達成するための手段である事務事業の見直し・改善を進めるとともに、評価方法の見直しを検討します。

3 取組の工程

年度	2022（令和4）年度まで	2023（令和5）年度	2024（令和6）年度
取組内容	■事務事業評価・施策評価の実施（毎年度）	（継続実施）	→
	■行政改革推進委員会における外部評価の実施（毎年度）	（継続実施）	→
	■施策評価や外部評価の結果を踏まえた事務事業の見直し・改善（毎年度）	（継続実施）	→
	■評価方法の見直しの検討（毎年度）	（随時）	→

改革の方向性②	持続可能な財政基盤の確立
重点改革項目 4	事務事業の再構築

取組 14 情報システムの標準化 ^{新規}	担当課：企画政策課
--------------------------------	-----------

1 現状と課題

- 国は、2020（令和2）年12月に自治体DX推進計画を策定するとともに、地方公共団体に対し、標準化基準に適合する基幹系業務システム（以下「標準準拠システム」という。）の利用を義務づけ、標準準拠システムについてガバメントクラウドを利用することを努力義務とする「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」が令和3年5月に成立し、当該法律に基づき、令和7年度末までに地方公共団体の基幹業務システムの統一化・標準化を推進しています。
- 現在、本市において、運用している基幹業務系システムは、運用方法に応じたカスタマイズをしています。そのため、標準準拠システムの仕様により整備されるシステムと現在の運用方法との適合性を分析（以下「FIT&GAP分析」という。）し、必要に応じて運用の見直しなどを検討していく必要があります。

2 取組内容【目標】

- 令和6年度末までに標準準拠システムの仕様により整備されるシステムのFIT&GAP分析を行います。
- 標準準拠システムへ円滑に移行できるように、FIT&GAP分析の結果を踏まえた運用の見直しを標準準拠システムへ移行するまでに行います。

3 取組の工程

年度	2022（令和4）年度まで	2023（令和5）年度	2024（令和6）年度
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■標準準拠システムへの移行に向けた課題の整理・準備等（2021（令和3）年度及び2022（令和4）年度） 	<ul style="list-style-type: none"> ■標準準拠システムに向けたFIT&GAP分析 ■FIT&GAP分析の結果を踏まえた運用の見直しの検討 	

改革の方向性②	持続可能な財政基盤の確立
重点改革項目 4	事務事業の再構築

取組 15 情報システムのクラウド化	担当課：企画政策課
--------------------	-----------

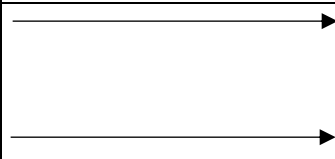
1 現状と課題

- 令和3年5月に成立した「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」では、標準準拠システムについて、ガバメントクラウドを利用することを努力義務とされています。ガバメントクラウドについては、令和3年度より全国8市町においてクラウドへの接続等の検証を進めているところです。今後、クラウド利用料等の検証が進められることとなっています。
- 本市では、基幹業務系システムを現在自庁サーバにより稼働していますが、標準準拠システムへの移行とともに、ガバメントクラウドの利用または複数自治体共同でのクラウド化である自治体クラウドの利用など、財政的及び業務負担の軽減や災害時の業務継続性などの観点からクラウド化を検討する必要があります。
- また、標準準拠システム以外の業務システムで、業務データの連携を行うシステムについても、クラウド化を検討する必要があります。

2 取組内容【目標】

- 標準準拠システムについて、財政的及び業務負担の軽減や災害時の業務継続性などの観点からクラウド化を検討します。
- 標準準拠システム以外の業務システムで、業務データの連携を行うシステムについても、クラウド化を検討します。

3 取組の工程

年度	2022（令和4）年度まで	2023（令和5）年度	2024（令和6）年度
取組内容	■情報システムのクラウド化の検討（毎年度）	■標準準拠システムのクラウド化の検討 ■標準準拠システム以外の業務システムのクラウド化の検討	

改革の方向性②	持続可能な財政基盤の確立
重点改革項目 5	健全な財政運営

取組 16 財政中期試算を踏まえた財政運営	担当課：財政課
-----------------------	---------

1 現状と課題

- 本市では、現状における市の実情を認識するとともに、将来の財政の健全性を確保しながら、市民ニーズに対応した行財政運営を行うための指標とすることを目的として、現計予算をベースに、現時点で見込むことのできる制度や今後計画されている事業等を踏まえた財政中期試算を作成しています。
- これまで、財政中期試算を踏まえて、予算配分の重点化・効率化や市債発行の抑制などを行ってきたところです。
- 今後、高齢化の進展等に伴う扶助費の増加が見込まれるなど、厳しい財政状況が予想される中で、予算配分の選択と集中を図り、健全な財政運営に努めていく必要があります。

2 取組内容【目標】

- 財政中期試算を踏まえて、毎年度、事務事業の見直し・改善などを含めた予算配分の重点化・効率化に取り組みます。
- 施設整備事業など、大規模なプロジェクト事業の実施にあたっては、一定割合の基金積立金をその財源として確保するなど、市債発行の抑制に努めます。
- 財政調整基金については、現状の残高を維持することを基本として、計画的な活用を図ります。

3 取組の工程

年度	2022（令和4）年度まで	2023（令和5）年度	2024（令和6）年度
取組内容	■予算配分の重点化・効率化、市債発行の抑制等（毎年度）	（継続実施）	→

改革の方向性②	持続可能な財政基盤の確立
重点改革項目 5	健全な財政運営

取組 17 公共施設使用料の適正化	担当課:全庁(財産管理課)
-------------------	---------------

1 現状と課題

- 公共施設使用料については、市民負担の公平性と使用料設定の透明性を確保するため、市民が利用する施設の使用料設定に関する基本的な考え方や、算定基準等を明らかにした「清須市公共施設使用料の設定に関する基本方針」を2015（平成27）年1月に策定しています。
- 同方針に基づき、施設の維持管理に要する経費や市民ニーズ等の変化を踏まえて、5年を目途に定期的な公共施設使用料の見直しの検討を行うこととしており、2024（令和6）年度に実施予定である使用料の見直しに向けて、維持管理に要する経費の適切な把握を進めてきました。把握してきた情報をもとに、適正な使用料の設定に努める必要があります。
- また、清洲城など、原価計算に基づく使用料の設定が適さない等の理由から、基本方針では対象外とした施設の使用料についても、適正な使用料の設定に努める必要があります。

2 取組内容【目標】

- 施設の維持管理に要する経費の適切な把握に努めるとともに、2024（令和6）年度を目途に、公共施設使用料の見直しを進めます。
- 施設運営のあり方に関する検討や他団体との水準比較等を通じて、基本方針では対象外とした施設（清洲城等）の使用料の見直しを検討します。

3 取組の工程

年度	2022（令和4）年度まで	2023（令和5）年度	2024（令和6）年度
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■維持管理に要する経費の適切な把握（毎年度） ■基本方針対象外施設（清洲城等）の使用料の見直しの検討（毎年度） 	<ul style="list-style-type: none"> ■2024（令和6）年度における公共施設使用料の改定に向けた改定作業の推進 <p style="text-align: center;">（継続実施）→</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■公共施設使用料の改定

改革の方向性②	持続可能な財政基盤の確立
重点改革項目 5	健全な財政運営

取組 18 国民健康保険事業の健全な運営	担当課：保険年金課
----------------------	-----------

1 現状と課題

- 2018（平成 30）年度から、国民健康保険事業運営は、都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等、中心的な役割を担っています。
- 本市においても収支均衡策を含む国民健康保険事業の運営のあり方検討を行い、国民健康保険運営協議会の答申を踏まえ、原則として 2018（平成 30）年度から 2023（令和 5）年度までの 6 年間で本市の保険税率（以下「保険税率」という。）と愛知県から提示される市町村ごとの標準保険税率（以下「標準保険税率」という。）との差を解消していくこととしており、毎年度、保険税率の見直しを進めてきました。
- しかし、少子化や団塊世代の後期高齢者への移行による被保険者の減少や増加する医療費など、依然として厳しい財政状況が続いており、標準保険税率との解消には至らない状況であることから、国民健康保険事業を取り巻く状況を踏まえ、保険税率の見直しを進め、標準保険税率との差の解消を図る必要があります。
- また、国民健康保険事業の健全な運営に向けて 2018（平成 30）年 3 月に策定した、「第 2 期清須市国民健康保険事業実施計画（データヘルス計画）」は令和 5 年度に計画の最終年度となり、これまでの取り組みを評価するとともに課題を洗い出す必要があります。

2 取組内容【目標】

- 国民健康保険事業を取り巻く状況を踏まえ、保険税率の見直しを進め、標準保険税率との差の解消を図っていきます。
- 第 2 期清須市国民健康保険事業実施計画（データヘルス計画）での取組結果を踏まえて、第 3 期計画を策定し、引き続き、効果的かつ効率的な保健事業を推進します。

3 取組の工程

年度	2022（令和 4）年度まで	2023（令和 5）年度	2024（令和 6）年度
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■標準保険税率等を踏まえた保険税率の見直し（毎年度） ■データヘルス計画に基づく保健事業の推進（毎年度） 	(継続実施)	
		(継続実施)	
		<ul style="list-style-type: none"> ■第 3 期計画の策定 	<ul style="list-style-type: none"> ■第 3 期計画に基づく保健事業の推進

改革の方向性②	持続可能な財政基盤の確立
重点改革項目 5	健全な財政運営

取組 19 経営戦略を踏まえた下水道事業の運営	担当課：上下水道課
-------------------------	-----------

1 現状と課題

- 本市では、2013（平成 25）年 3 月から供用開始した下水道事業について、汚水処理区域の拡大に向けた整備を進めており、2021（令和 3）年度末の普及率は 31.0% となっている中で、早期の整備完了を目指すとともに、市民に対しては、積極的に接続を勧奨しています。
- また、2019（平成 31）年 4 月には、地方公営企業法の財務規定等を適用して企業会計方式に移行し、移行により把握が可能となった損益情報やストック情報などを活用するとともに、「清須市下水道事業経営戦略」に基づき、下水道事業の運営を行っています。
- 企業会計の考え方を踏まえて、2020（令和 2）年 2 月に策定した「清須市下水道事業中期経営戦略」に基づき、長期的な展望に立った運営を進める必要があります。

2 取組内容【目標】

- 企業会計方式への移行により、把握が可能となった損益情報やストック情報などを活用するとともに、経営戦略を踏まえて長期的な展望に立った運営を進めます。
- 毎年度の決算期に合わせて経営戦略の進捗管理を行い、必要に応じて見直しを行います。
- 下水道事業の概況や経理の状況を説明する書類を作成し、半期ごとに公表します。

3 取組の工程

年度	2022（令和 4）年度まで	2023（令和 5）年度	2024（令和 6）年度
取組内容	■経営戦略を踏まえた下水道事業の運営（毎年度）	（継続実施）	→
	■経営戦略の進捗管理（毎年度）	（継続実施） ※必要に応じて経営戦略の見直し	→
	■経営状況の半期ごとの公表（毎年度）	（継続実施）	→

改革の方向性②	持続可能な財政基盤の確立
重点改革項目 6	市有財産等の最適な管理・運用

取組 20 公共施設マネジメントの推進	担当課:全庁(財産管理課)
---------------------	---------------

1 現状と課題

- 公共施設等の老朽化が進み、修繕・更新等に係る費用の増大と一定の年度への集中が懸念される中、人口の見通しや財政状況等を踏まえた長期的な視点をもって、計画的かつ効率的に公共施設マネジメントを推進することが求められています。
- 本市では、2017（平成 29）年 3 月に策定した「清須市公共施設等総合管理計画」（令和 4 年 3 月一部改訂）に基づき、今後の公共施設等の管理に関する基本方針として、「事後的管理から予防保全型維持管理への転換」、「施設総量の最適化」及び「効果的・効率的な維持管理の推進」を掲げるとともに、公共施設等の縮減目標を定め、着実に取組を推進していくこととしています。
- また、公共施設等総合管理計画をより掘り下げた公共建築物等に係る具体的な計画として、2020（令和 2）年 3 月に策定した「清須市公共施設個別施設計画」に基づき、市町村合併後の施設総量や施設配置の最適化を図るとともに、清須市役所南館をはじめとする今後も存続する施設については、予防保全型管理を行い、施設の安全性・機能性を確保しながら、事業を平準化するとともに合併特例債を活用し、財政負担の軽減を図る必要があります。

2 取組内容【目標】

- 公共施設の統廃合・複合化については、公共施設等総合管理計画及び公共施設個別施設計画に基づき、施設総量・施設配置の最適化を図ります。
- 今後も存続させる施設については、予防保全型管理を行い、長期にわたり安全に使用できるように計画的に修繕・改築を行います。

3 取組の工程

年度	2022（令和 4）年度まで	2023（令和 5）年度	2024（令和 6）年度
取組内容	■ 計画に基づく施設総量・施設配置の最適化の推進（毎年度）	（継続実施）	→
	■ 予防保全型管理の実施（毎年度）	（継続実施）	→

改革の方向性②	持続可能な財政基盤の確立
重点改革項目 6	市有財産等の最適な管理・運用

取組 21 市有財産等を活用した自主財源の確保	担当課:全庁(企画政策課)
-------------------------	---------------

1 現状と課題

- 本市では、土地や建物といった市有財産について、これまでも未利用地の売却や行政財産の余裕部分を自動販売機設置等のために貸付するなど、積極的な活用を図りながら、自主財源の確保に取り組んできました。
- また、広報紙やホームページ、コミュニティバスの時刻表・ルート図、広告付案内看板、番号呼出モニターなど、広告事業の媒体として活用が可能なものについては、順次、広告事業の導入を進めてきたところです。
- その他、自主財源の確保の方法として、ネーミングライツの導入に向け、他自治体の導入事例を研究し、本市において導入が可能と想定される施設等を整理したところです。正式な導入に向け、募集金額等を含む制度の詳細について、検討を進めていく必要があります。
- これまでの取組によって、市有財産等については一定の利活用が図られていますが、新たな自主財源を確保するとともに、その財源を市民サービスの充実に活用する観点から、既存の考え方にとらわれることなく、様々な方法により、広告事業の媒体として活用が可能なものを含めた、市有財産等の一層効果的・効率的な活用を検討する必要があります。

2 取組内容【目標】

- 新たな自主財源を確保するとともに、その財源を市民サービスの充実に活用する観点から、市有財産等の新たな活用策を検討します。
- 印刷物への新たな有料広告の掲載を検討します。
- ネーミングライツの導入に向け、具体的な制度の検討を進めます。

3 取組の工程

年度	2022（令和4）年度まで	2023（令和5）年度	2024（令和6）年度
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■市有財産等の新たな活用策の検討（毎年度） ■ネーミングライツの導入を検討（2022（令和4）年度） 	（継続実施） ※検討結果を踏まえて、実施の是非等を判断	→
		<ul style="list-style-type: none"> ■ネーミングライツにおける具体的な制度の検討 	→

改革の方向性③	多様な主体との連携・協働の推進
重点改革項目 7	市民協働の推進

取組 22 市民団体等との交流	担当課:全庁(企画政策課)
-----------------	---------------

1 現状と課題

- 本市では、市民協働の重要な担い手となる市民団体等のまちづくり主体との交流の場づくりを目的に、2019（令和元）年度から「人と情報のプラットフォーム」として「清須市協働テラス」を開催しています。
- 2021（令和3）年度には、市民協働を推進するためのロードマップとして「企画運営ミーティング（企画・提案）→清須市協働テラス（意見交換）→企画運営ミーティング（振返り）」を確立した。
- 協働テラスを市民協働の拠点とするため、新たなまちづくり主体となる方々の参加と交流の機会の拡大等のため、SNSなどを活用し協働テラスの開催案内、まちづくり団体の情報発信等について検討する必要があります。

2 取組内容【目標】

- まちづくり主体団体と行政の課題や情報を共有する協働テラスを定期的で開催し、まちづくり主体団体等との継続的な交流の場づくりを推進します。
- 協働テラスでは、確立したロードマップによりテーマを設定し、内容の充実とまちづくり主体間の交流を図るとともに具体的な事業実施へつなげていける場となるよう検討します。
- SNSなどを活用した交流の機会や手段の拡大、情報発信の方法を検討します。

3 取組の工程

年度	2022（令和4）年度まで	2023（令和5）年度	2024（令和6）年度
取組内容	■協働テラスの開催による市民協働の推進（毎年度）	（継続実施）	→
	■企画運営ミーティングの開催開始（2021（令和3）年度）	（継続実施）	→
	■SNS等を活用した交流の機会・手段拡大の検討（毎年度）	※検討結果を踏まえて、実施の是非を判断	→

改革の方向性③	多様な主体との連携・協働の推進
重点改革項目 7	市民協働の推進

取組 23 市民協働による事業の促進	担当課:全庁(企画政策課)
--------------------	---------------

1 現状と課題

- 本市では、環境保全や子育て支援、地域の安全確保などを中心に様々な行政分野において、市民との協働によるまちづくりが進められています。
- このような中、2018（平成30）年4月に企画部企画政策課内に市民協働係を設置し、市民協働によるまちづくりの実施と拡大を図るための体制整備を行いました。
- 市民協働テラスにおいて、本市のウォーキングロードである水辺の散策路の活用策に関する議題提案があり、市民並びに市民団体とともに、水辺の散策路に設置している看板の記載内容の更新を行う等、市民並びに市民団体との協働により事業を進めています。
- 清須市協働テラスによって構築されたまちづくり団体と行政の協力・連携体制を継続かつ拡充しながら、市民協働の取組を一層推進する必要があります。

2 取組内容【目標】

- 清須市協働テラスを定期的で開催し、まちづくり主体団体と行政の協力・連携体制を拡充しながら市民協働による事業の促進を図ります。

3 取組の工程

年度	2022（令和4）年度まで	2023（令和5）年度	2024（令和6）年度
取組内容	■協働テラスを起点とした市民協働による事業の促進（毎年度）	（継続実施）	→

改革の方向性③	多様な主体との連携・協働の推進
重点改革項目 8	官民連携の推進

取組 24 市内企業・大学等との連携推進	担当課:全庁(企画政策課)
----------------------	---------------

1 現状と課題

- 本市では、防災や観光、地方創生など、様々な行政分野において、協定書の締結をはじめとした様々な手法により、市内企業・大学等との連携を推進してきました。
- 令和5年2月には、市民協働テラスにおいて協議を続けてきた市内企業と共同で健康に関するイベントを実施しています。
- 各行政分野で抱える課題の解決に向けては、市内企業・大学等が有する様々なノウハウや資源の積極的な活用が効果的であることから、清須市協働テラスの開催などを通じて市内企業・大学等と継続した交流の場を構築し、協力・連携を図るとともに、得た情報を全庁的に共有する必要があります。

2 取組内容【目標】

- 市内企業・大学等と連携・協力し、課題並びに情報を全庁的に共有します。
- 市内企業・大学等に協働テラスへの参加を呼び掛けるとともに、団体間の連携のきっかけづくりと情報共有を行います。

3 取組の工程

年度	2022（令和4）年度まで	2023（令和5）年度	2024（令和6）年度
取組内容	■市内企業・学校等との連携に係る情報の全庁共有（毎年度）	（継続実施）	→
	■協働テラスの開催を通じた市内企業・学校等との情報共有（毎年度）	（継続実施）	→

改革の方向性③	多様な主体との連携・協働の推進
重点改革項目 8	官民連携の推進

取組 25 オープンデータ化の推進	担当課:全庁(企画政策課)
-------------------	---------------

1 現状と課題

- スマートフォン、タブレット端末、SNSの普及等を背景に、多種多様な情報を総合的に連携させて新たな価値を生み出すことが期待されている中で、特に行政が保有する公共データについては、国民共有の財産であるとの認識に立ち、オープンデータとして積極的に公開し、利活用を促進していくことが求められています。
- 本市においては、令和2年11月より避難所・避難場所のオープンデータをあいち電子自治体推進協議会のオープンデータカタログに掲載するとともに、令和4年10月よりあしがらバスのバス停の位置や時刻等のオープンデータを市ホームページへ掲載しています。
- 各行政分野で抱える課題の解決に向けては、市が保有する行政データを積極的に公開し、官民と現状を共有することで、多様な主体によるサービスの提供や連携・協働の推進が期待できることから、本市においても、誰もが利用しやすい形で情報を公開するオープンデータ化を進める必要があります。

2 取組内容【目標】

- 「地方公共団体オープンデータ推進ガイドライン」等を参考にして準備を進め、順次、データを公開します。

3 取組の工程

年度	2022（令和4）年度まで	2023（令和5）年度	2024（令和6）年度
取組内容	■データの公開に向けた課題整理・準備等（毎年度）	（継続実施）	→
	■準備が整ったものから順次公開（毎年度）	（継続実施）	→

VI プランの進捗管理

1 進捗管理の方法

毎年度、具体的な取組項目（25 項目）ごとの進捗状況について、「取組の工程」に基づき、過年度の取組結果と、その結果に基づく当該年度以降の取組予定を整理します。

整理した内容について、外部の有識者で構成する「清須市行政改革推進委員会」からの意見聴取等を実施することにより、進捗管理の透明性と実効性を確保していきます。

加えて、進捗状況については、市ホームページ等を通じて、広く市民に公開します。

2 財政効果額

効率化等による歳出削減額、新たな財源確保等による歳入増加額を「財政効果額」として整理し、当該年度の取組効果が次年度の予算に反映されることから、具体的な取組項目（25 項目）を対象として、毎年度、予算編成とあわせて算定を行い、進捗管理に活用します。

清須市行財政改革推進プラン
(清須市第4次行政改革大綱)
中間見直し版
令和5年3月

清須市役所 企画部企画政策課